

江戸川区子ども・子育て応援会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江戸川区子ども・子育て応援会議条例（令和2年3月江戸川区条例第15号。以下「条例」という。）により設置する江戸川区子ども・子育て応援会議（以下「応援会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び条例で使用する用語の例による。

(委員)

第3条 応援会議の委員は、次に掲げる者のうちから江戸川区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援又は教育に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 福祉・保健関係者
- (7) 公募区民
- (8) 区議会議員
- (9) 区職員

2 やむを得ない理由により、会議に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は委員長の許可を得て代理人を出席させることができる。

(会議の傍聴)

第4条 委員長は、会議の傍聴の申出があったときは、応援会議に諮った上で、傍聴の可否を決定する。

2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）の定員は、10人以内とする。

3 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 前号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

4 傍聴人が、前項各号の規定に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(庶務)

第5条 応援会議の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。